

(14) 衛生委員会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

衛生委員会は、労働安全衛生法の定めにより、役職員の危険防止に関する主要事項及び健康の保持増進を図るための重要事項を審議するため、平成 16 年度に設置された。

イ 組織の構成及び構成員等

衛生委員会は、総括安全衛生管理者、衛生管理者のうちから学長が指名した者、産業医、安全衛生に関し経験を有する職員のうちから学長が指名した者をもって組織する。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

令和 5 年度は、計 12 回開催した。

イ 審議された主な事項

- i ) 令和 5 年度ストレスチェックの実施
- ii ) 令和 5 年度安全週間の実施
- iii ) 令和 5 年度健康保持増進計画
- iv ) 令和 5 年度健康保持増進講演会の実施
- v ) 令和 6 年度安全衛生管理実施計画
- vi ) 令和 6 年度職員健康診断計画
- vii ) 令和 6 年度産業医及び衛生管理者・衛生推進者の学内巡視計画

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

産業医及び衛生管理者による学内巡視を定期的に実施したほか、衛生推進者の巡視報告を年 2 回実施し、危険場所等の改善措置を講じた。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

労働安全衛生規則等の改正により、化学物質の管理については、これまでの物質ごとの個別管理からリスクアセスメントを中心とした自律的な管理へと大きな変革がなされていることから、対策を講じていく必要がある。

今後も引き続き快適な職場環境の実現を目指し、役職員の健康保持増進及び安全の確保に必要な措置を行う。